「マイナ保険証」および「資格情報のお知らせ」の取扱い

「マイナ保険証」利用のポイント

- ・医療機関等の窓口に設置してあるカードリーダーで読取ることにより、医療機関等を利用することができます。
- ・「マイナ保険証」を利用する場合は、限度額認定証などの各種認定証の申請・携行等は不要となります。
- ・カードリーダーの故障等により読取りできない場合、または医療機関等にカードリーダーが設置されていない場合の取扱いについては、下記 2. を参照してください。

1.「マイナ保険証」の利用登録の方法(ご自身の利用登録状況の確認もこちらでできます)

A. 医療機関・薬局等	マイナンバーカードを医療機関・薬局等の窓口に提示し利用登録ができます。
B. マイナポータル	ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにログインして利用登録ができます。
C. セブン銀行ATM	マイナンバーカードをセブン銀行ATMに挿入・操作することにより利用登録ができます。
D. 市区町村窓口	お住まいの市区町村窓口にて利用登録ができます。

[※]詳しくは、厚生労働省、デジタル庁、地方公共団体情報システム機構(マイナンバーカード総合サイト)等のウェブサイトをご確認ください。

2. 「マイナ保険証」の読取りができない場合の対応方法

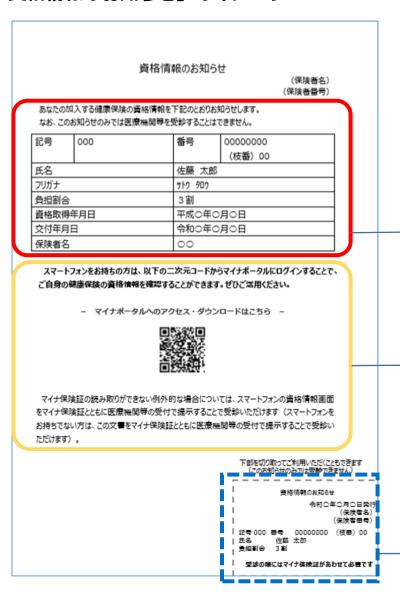
マイナンバーカードと一緒に以下のものを医療機関等に提示することにより利用できます。

A. スマートフォン等	マイナポータルの「資格情報画面」の提示、または「ダウンロードした資格情報のPDFファイル」の提示。
B. 資格情報のお知らせ	当組合より交付した「資格情報のお知らせ」書面の提示。
C. 被保険者資格申立書	医療機関等に備置きの申立書に記入し提出。

3.「資格情報のお知らせ」について

- (1)「資格情報のお知らせ」は、新規加入または資格情報の変更等の届出があった場合に交付します。
- (2)「マイナ保険証」の読取りができない場合等にご自身の資格情報等を確認できるようにするためのものですので、 医療機関等を利用する際にマイナンバーカードと一緒に携行してください。
- (3) 医療機関等への資格情報のオンライン登録完了をお知らせするものですので、受領後すぐに医療機関等の利用が可能となります(当組合では届出受付後5日以内にオンライン登録を完了したうえで交付いたします)。
- (4)「マイナ保険証」登録のない方へも交付することとなっています。今後「マイナ保険証」の利用登録した後はマイナンバーカードと一緒に携行することになりますので保管しておいてください。

4. 「資格情報のお知らせ」のイメージ



- ◎「マイナ保険証」の読取りができない場合等にご自身の資格 情報等を確認できるようにするためのものです。
- ◎資格情報のオンライン登録完了をお知らせするものですので 受領後すぐに医療機関等の利用が可能となります。
- ◎加入者ご自身の資格情報が記載されています。

◎スマートフォンをお持ちの方の利用方法やマイナポータルへのアクセス方法などの案内が記載されています。

- ◎加入者ご自身の資格情報が記載されています。
- ◎ミシン目に沿って切り取ることができます。
- ◎マイナ保険証と一緒に携行し、医療機関等での読取りが出来 ない場合などに、マイナ保険証と共に提示することにより受 診ができます。

※実物は、A4版のサイズとなっています。